

# 回覧

## 高洲第四自治会の皆様へ

### 自治会を法人化するについて

令和5年12月20日

高洲第四自治会会長 清水 久道

師走の候 皆様方におかれましては、自治会・町内会の活動に、ご理解、ご協力をいただき誠に有難うございます。

自治会では、自治会を法人化したいと考えています。趣旨を説明させていただきます。

#### 自治会館の現状と問題について

◎自治会館は築30年経過し、建物の規模（収容能力）と利用人数（世帯数）のバランスが合わなくなっています。そして平屋建てのため避難所として利用ができません。

◎駐車場（第2駐車場も含め）の利用についても、特に不燃物等の回収時に狭さを痛感しています。

将来、敷地の買い増し、自治会館の建て替え、増築等が必要になると考えます。

1. 第四自治会内の人口増加が顕著で暫くまだ続きそうです。
2. 近年の大雨、ゲリラ降雨、線状降水帯は災害規模を大きくさせてきている。さらに地震災害も想定しておかなければなりません。

#### 現状の自治会で不動産を購入（取得）しようとする際の問題点

1. 自治会名で不動産登記ができない。
2. 購入資金の融資が受けられない。

現在も自治会館は登記をしてありません。土地は藤枝市の所有物となっています。

この問題を打開すべく自治会を法人化する選択をいたしました。

将来、不動産などの購入をしなければならない場合、法人化するまでに準備を始めて約1年半から2年かかります。それゆえ機会損失が無いように、事前に法人化しておく必要があります。現在、藤枝市では6自治会、34町内会が法人化しています。

#### 法人化しても変わらないこと

1. 自治会活動や町内会活動、補助金、税金の減免（自治会館の建物、土地）、また藤枝市との連携はこれまで通り、変わりません。
2. 町内会費、自治会費はこれまで通り、加入世帯で徴収し金額も変わりません。
3. 法律上の規定や市の指導により、規約の改正を行いますが、自治会組織やその運営については従前と全く変わりません。

今後のスケジュール、皆さんへのお願いは次回の告知とさせていただきます。